

令和5年9月 定例会

第1号（令和5年9月20日）

□ 出席議員及び欠席議員の氏名	P1
□ 会議録署名議員の氏名	P1
□ 職務のため議場に出席した者の職氏名	P1
□ 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名	P1
□ 議事日程	P2
□ 開会	P4
□ 会期の決定	P4
□ 諸般の報告	P5
□ 議案の上程	P5
□ 施政方針並びに提案理由の説明	P6
□ 一般質問	P9
□ 散会	P31

令和5年9月

池田町9月定例会 会議録

第 1 日

招集年月日	令和5年9月12日	池田町告示第30号
招集の場所	池田町議会議場	
開会日時	令和5年9月20日	午後1時30分
散会 閉会	令和5年9月20日	午後3時14分

出席 名	議席 番号	氏 名	出欠 の別	議席 番号	氏 名	出欠 の別
欠席 名	1	清水 龍司	出	5	松井 靖明	出
遅刻 名	2	岡村 祐	出	6	宇野 一正	出
早退 名	3	富田 重弘	出	7	宇野 邦弘	出
	4	丸石 純一	出	8	佐野 和彦	出
会議録署名議員	8番	佐野 和彦		1番	清水 龍司	
職務のため 議場に出席 した者 の 職・氏名	議会事務局長代理	坂本 利夫				
	町長	杉本 博文		住民税務課長	佐野 成美	
	副町長	溝口 淳		農村政策課長	中村 博司	
	教育長	内藤 徳博		木望の森づくり課長	長谷川 正喜	
	総務財政課長	森川 弘一		保健福祉課長	山口 証明	
	町土整備課長	山崎 政弥		教育委員会 事務局課長	飯田 康志	

議事日程

別紙のとおり

会議の経過

別紙のとおり

令和5年9月定例会日程表（第1号）

令和5年9月20日（水）

午後1時30分 開会

開会・開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 諸般の報告

日程第4 議案第47号 令和5年度 池田町一般会計補正予算（第6号）

日程第5 議案第48号 令和5年度 池田町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

日程第6 議案第49号 令和5年度 池田町簡易水道特別会計補正予算（第2号）

日程第7 議案第50号 令和5年度 池田町下水道事業特別会計補正予算（第2号）

日程第8 議案第51号 令和5年度 池田町農業集落排水事業
特別会計補正予算（第1号）

日程第9 議案第52号 令和5年度 池田町介護保険特別会計補正予算（第1号）

日程第10 議案第53号 令和4年度 池田町各会計歳入歳出決算の認定について

日程第11 一般質問

日程第12 請願第2号 健康保険証廃止の中止を求める請願

閉議

令和5年9月定例会會議録（初日）

令和5年9月20日

開始時間 午後1時30分

○宇野議長

本日、令和5年池田町議会9月定例会が召集されましたところ、議員各位には、ご多忙にもかかわらずご参集いただき、厚く御礼申しあげます。

只今の出席議員は、8名全員であります。定足数に達しておりますので、只今から令和5年池田町議会9月定例会を開会いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

日程第1

会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第124条の規定により、「8番 佐野和彦 君」「1番 清水龍司 君」の両名を指名致します。

日程第2

会期の決定を議題と致します。お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から25日までの、6日間にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

○議員各位

異議なし

○宇野議長

異議なしと認めます。

よって本定例会は、本日から25日までの、6日間に決定いたしました。

お諮りいたします。

会期中の会議予定につきましては、お手元に配布しております、定例会会議予定表のとおりであります。

なお、委員会審議のため、21日と22日までは休会にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

○議員各位

異議なし

○宇野議長

ご異議なしと認めます。

よって20日と25日は本会議、21日と22日までは委員会審議のため、休会することに決定いたしました。

○宇野議長

日程第3

諸般の報告を致します。

報告第6号 令和4年度 一般財団法人「池田屋」事業報告および

収支決算について

報告第7号 令和4年度 一般財団法人「池田町農業公社」事業報告および

収支決算について

報告第8号 令和4年度 株式会社「まちUPいけだ」事業報告および

収支決算について

報告第9号 令和4年度 健全化判断比率および報告資金不足比率の報告について

以上、4件の報告が参っております。

本日の議事日程は、お手元に配布しております日程表のとおりであります。

本定例会にすでに配布のとおり、議案第47号ほか6件が提出されております。

なお、地方自治法第121条の規定により、説明のため町長ほか関係者の出席を求めております。

以上で諸般の報告を終わります。

○宇野議長

日程第4

議案第47号 令和5年度 池田町一般会計 補正予算（第6号）

日程第5

議案第48号 令和5年度 池田町 国民健康保険特別会計 補正予算（第2号）

日程第6

議案第49号 令和5年度 池田町 簡易水道特別会計 補正予算（第2号）

日程第7

議案第50号 令和5年度 池田町 下水道事業特別会計 補正予算（第2号）

日程第8

議案第51号 令和5年度 池田町 農業集落排水事業特別会計 補正予算（第1号）

日程第9

議案第52号 令和5年度 池田町 介護保険特別会計 補正予算（第1号）

日程第 10

議案第 53 号 令和 4 年度 池田町 各会計 歳入歳出決算の認定について

以上、7 議案を一括議題とします。議案の朗読を省略します。

町長より施政方針並びに提案理由の説明を求めます。

○ 杉本町長

議長 町長 杉本

○ 宇野議長

町長 杉本 君

○ 杉本町長

池田町議会 9 月定例会が開催され、一般会計補正予算案、令和 4 年度決算の認定をはじめ、7 議案のご審議をいただくにあたり、町政の諸事の報告とともに各議案の概要についてご説明申し上げます。

はじめに、町内は稻刈りの最盛期とともに秋祭りの幟が立つ頃を迎えたが、議員各位には、全員のご出席を頂き、御礼申し上げます。

では最初に、町政の諸事についてご報告いたします。

先ず、予てから医者や福祉関係者など専門家からの意見・指導を仰いでおりました、「敬老会の開催の在り方」につきましては、今日の新型コロナウイルス感染防止とともに季節型から周年型へと移行が懸念されているインフルエンザの感染防止の観点から高齢者を一堂に会して「長時間にわたる飲食の提供は、不適切である。」との指導を頂いたことから、老人クラブ連合会役員の方々ともご相談し、例年の敬老会は中止することといたしました。

代替案として対象者全員に「ごちそう券」を配布することで、敬意を表することと致した次第でございます。楽しみにされていた皆様には、残念な思いをおかけいたしますが何卒ご理解頂きますようお願い申し上げます。

次に、職員の長く熱心な研究と検討により、事業の進捗が図られております「新庁舎新図書館等の建設事業」において最近の物価高騰、人件費の上昇、更には建設業の 2024 年問題など、事業費の上振れの懸念が高まっていることから、先般担当する職員ならびに設計業者に対し、極力、機能の縮小を避けたうえで、規模の見直し、設備の見直しを行い、事業費の抑制を図るよう指示・依頼致しました。これにより着工の時期については、目下の予定から遅れが生じる見込みであります。

次に、銳意建設が進んでおります「道のオアシス・フォーシーズンテラス」における飲食スペースのサービス提供プランについて、年内を目途に町内事業者などからの営業提案を求める対応を実施したいと考えております。今後、資格や条件などの詳細を整理し、募集して参りたいと考えております。

以上、町政諸事の報告と致します。

それでは、本日ご提案致しました各議案の概要についてご説明申し上げます。

はじめに報告第6号から報告第8号までの3件につきましては、池田町が出資しております「一般財団法人 池田屋」、「一般財団法人 池田町農業公社」、「株式会社まちUP いけだ」の令和4年度の事業および収支の状況について、地方自治法の規定により、議会に報告するものでございます。

次に報告第9号「令和4年度健全化判断比率および資金不足比率の報告」につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定により、監査委員の審査意見を付けて、議会に報告するものでございます。

健全化判断比率のうち、実質公債費比率にきましては、国の定める基準25%に対して3ヶ年の平均値は7.0%となっているほか、「実質赤字比率」「連結実質赤字比率」「将来負担比率」につきましても、良好な状態となっております。

また簡易水道特別会計ほか、2つの特別会計におきましても資金不足は生じておりません。

次に議案第47号「令和5年度池田町一般会計補正予算 第6号」につきましては、この度、2億9389万3千円を追加し、予算の総額を45億2187万1千円といたしますのでございます。主な内容について申し上げます。

まず2款総務費、1項総務管理費、4目財産管理費におきましては、昨年度購入いたしました、ほっとプラザの来庁者用駐車場用地の隣接地を職員の駐車場や公用車車庫等の整備用地として購入したため136.9万8千円を計上いたしました。

同じく15目庁舎図書館建設事業費におきましては、能楽の里文化交流会館の解体経費として2億8950万円を計上いたしました。

次に3款民生費、1項社会福祉費、3目老人福祉費におきましては、最近の電気料金・燃料価格等の高騰により、町内の介護サービス事業者の経営に影響が生じているため、支援金として58万4千円を計上いたしました。

次に4款衛生費、1項保健衛生費、4目母子保健費におきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により、休止しておりました病児病後児保育「ほっと保育室」を10月より再開することといたしました。

また妊娠・出産期から子育てまでの支援を強化する「出産子育て応援交付金事業」につきましては、デジタル地域通貨による給付も行えるようにいたしました。これら2事業の経費として124万8千円を計上いたしました。

次に7款商工観光費、2項観光費、9目池田屋運営費におきましては、そばの郷池田屋および冠荘の環境機能向上事業に76.7万6千円を計上いたしました。

これらの主な財源としましては、11款国庫支出金で162万3千円を。12款県支出金で103万1千円を。16款繰越金で1823万9千円を。18款町債で2億7300万円をもって、調整いたしたものでございます。

次に議案第48号「令和5年度池田町国民健康保険特別会計補正予算 第2号」につきましては、この度3747万5千円を減額し、予算の総額を2億9803万2千円と

いたすものでございます。

主な内容は、5款保健事業費、3項総合保健施設事業費、1目総合保健施設管理費におきまして、ほつとプラザ職員用駐車場用地の購入に伴い、整備工事の見直しが必要となつたことから工事費等3834万5千円を減額いたしました。

次に議案第49号「令和5年度池田町簡易水道特別会計補正予算 第2号」につきましては、簡易水道事業の経営戦略改定の委託料14万7千円を追加し、予算の総額を3億9814万7千円といたすものでございます。

次に議案第50号「令和5年度池田町下水道事業特別会計補正予算 第2号」につきましても、下水道事業の経営戦略改定の委託料9万2千円を追加いたしました。また施設の長寿命化工事893万円を減額するとともに、同額を施設の耐震補強の設計委託料とし、予算の総額を2億4079万2千円といたすものでございます。

次に議案第51号「令和5年度池田町農業集落排水事業特別会計補正予算 第1号」につきましても、農業集落排水事業の経営戦略改定の委託料9万2千円を追加し、予算の総額を6439万2千円といたすものでございます。

次に議案第52号「令和5年度池田町介護保険特別会計補正予算 第1号」につきましては、前年度補助金に返還の必要が生じたため、償還金823万1千円を追加し、予算の総額を4億2893万1千円といたすものでございます。

次に議案第53号「令和4年度池田町各会計歳入歳出決算の認定」につきましては、地方自治法の規定に基づき前年度の決算の状況を議会に提出し、認定を受けるものでございます。

その概要について、ご説明申し上げます。

まず一般会計におきましては、歳入は50億7700万円余。歳出は43億5700万円余となりました。

収支結果につきましては、翌年度への繰越金も加味した収支である実質収支が5億5200万円余の黒字となっております。

次に特別会計の決算におきましては、国民健康保険特別会計など7会計における歳出合計は16億4800万円余、歳出合計は15億3000万円余であり、差引1億1800万円余の黒字となっております。

また基金につきましては、財政調整基金が13億6700万円余となっており、基金総額といたしましては、39億4100万円余となっております。

なお、これらの決算の内容等につきましては、去る7月28日から8月17日にかけて、監査委員の監査を受け、適正である旨の審査意見を頂いたところでございますので、併せてご報告いたします。

以上、本日ご提案いたしました各議案の概要について、ご説明申し上げました。

何卒、十分なご審議の上、ご決議賜りますようお願い申し上げます。

○宇野議長

日程第11

一般質問を行います。これより、通告順に発言を許します。

最初の質問者 宇野邦弘 君

○宇野邦弘議員

議長 宇野邦弘

○宇野議長

宇野 君

○宇野邦弘議員

宇野邦弘でございます。大きく5点、質問致します。

1点目は、先程も報告ありました「池田屋」の問題。池田屋の周辺整備に関わる問題です。そばの郷利用者の数は、今日のコロナ禍の下で、先程の報告にもあったように、そば打ちの出来る管理者が必要であり、人手不足という状況の下、1万人を下回りました。かずら橋は2万人とのことです。しかし、今年いずれも昨年を上回る人数になることは明確です。かずら橋は8月までで16,630名、うち8月だけで6,000人が訪れたと言います。今後、冠トンネルの開通などに伴って、増加がもちろん見込めますし、期待もしたいと思います。

そこでお聞きしたいのは、そばの郷の駐車場として町が借りていた場所の一部分が、すでに返却といいますか、民間業者の借地に代わっているのではないか。この業者がコテージなども作るんだという計画を聞いています。すでに川沿いの木の伐採や隣の民間業者が、そばの郷前の古民家を改修していますけれども、売りにも出されていますけれども、その裏も含めて土盛りがされて、足羽川側に杭は打ってありますけれども、アルミ梯子で杭と杭の間を支えて土盛りしていると、こういう状況もあります。この問題は通告には触れていませんが、こんなずさんなやり方では、いつ土砂が足羽川のかずら橋下流の渓流に流れ込むかも分かりません。現場確認の上、改善を求めることも触れておきたいと思います。そばの郷の真正面の下度、駐車場に囲まれた個人の所有地、これも本来は、町が買いたかったということですけれども、その後の進展どうなっているのでしょうか。いずれにせよ、このままでは必要な駐車場の確保が出来なくなってくるのではないか。駐車場の確保など、周辺の土地の活用計画について、町の考え方をお聞きいたします。

かずら橋関連で案内表示について、私は8月、土合皿尾地区にいた時に2回、「かずら橋にどう行つたらいいんですか?」と尋ねられたました。

TPA案内板は、しっかりとありますけれども、かずら橋案内板については小さなものです。こうした改善も求めたいと思います。かずら橋については、昨年度利用者は20,995人、TPA35,000人で、冠荘の入館者24,938人、宿泊者は3,276人という報告ですけども、それに比して、けして遜色のないかずら橋の観光客です。是非、案内板の工夫も求めて2点目に移ります。

2点目は、ダム建設に関わる問題です。

ダム建設に伴う取付道路について、一般的には普通ダムだったら、ダム湖の両側面に道路が確保されますけれども、しかし足羽川ダムの場合、流水型ダムであるために普段はダム湖が出来ないためかどうか分かりませんけれども、現在工事中の部子川左岸の立派な道路一本だけで、右岸の方にはありません。なぜ一本だけなのか。ダム事務所からどのように説明を受けているのか、お聞きします。

大本地区に大口谷という谷に林道があります。このままではこれは使えなくなっちゃうと聞きます。代わりの対応として、今、具体的にどうなっているのかお聞きいたします。ダム本体工事、これは先日の報道におきましても6月議会でも説明がありました、また工事そのものが伸びますけれども完成後には湛水試験が行われます。2ヶ月程度は湛水がされるというふうに聞いておりますけれども、この湛水される水没する所の杉の木は、伐採しないままだと聞きます。環境を残しておくという説明だと思いますけれども、既に買収されて、これは国土交通省のものです。2ヶ月も水没したらこの立木は、材として使えないのでしょう。

湛水試験の期間は2ヶ月程度ですか。ダム事務所からどのような説明を受けていますか。お聞きいたします。

今、池田町は「能楽の里池田町脱炭素宣言」を挙げています。脱炭素アクションプランでも、森林整備の充実・木造建築の推進など、木材は利用すればCO₂固定に役立つんだ、大きな役割を發揮する、こう謳っています。あらためてこうしたダムによって結局、枯死しかねない大量の杉材を有効に活用すべきではないでしょうか。役場庁舎・図書館関係は、町有林の材を活用するという話ですけども、今なら、仮設道路や工事用道路もあって、このダムの湛水試験によって枯死してしまう立木の伐採・搬出も便利です。是非、国・ダム事務所にこうしたこと求めさせていただきたい。いかがでしょうか。

3点目に、マイナンバーカード導入に伴う健康保険証の廃止についてです。

マイナンバーカードと健康保険証を一本化した「マイナ保険証」を国民に強要し、来年の秋には今の健康保険証を廃止しようとしています。しかし、ご存じのように誤った登録など、マイナ保険証に関するトラブルが続出しています。自分に振り込まれるはずだった医療・介護関連の給付金が、別人に振り込まれてしまったり、こういう事例まで起きています。マイナ保険証では本人確認が出来ないため、患者が医療機関の窓口で医療費の10割を請求される、こういうケースも全国では相次いでいます。政府は、マイナ保険証を持たない人に「資格確認書」を発行すると言いますが、現行の保険証は、自治体や保険組合が責任をもって加入者に届ける仕組みです。でも資格確認書は、マイナ保険証を持たない人に発行するため、結局自治体や保険組合の方が新たな負担と手間をかけて発行しなければなりません。資格確認書の発行については、当面の間は申請が必要ではありませんが、あくまでも当面です。有効期間も最長5年です。政府は「マイナ保険証なら、医療・投薬情報がすぐ分かる」と便利さを強調していますけれども、しかしこれらの情報が反映されるまで、受診から1~2ヶ月、実務的にかかります。よっぽど今のお薬手帳の方が便利ではないでしょうか。

日増しに大きくなる、この不安の声を受けて、共同通信社が全国の市区町村長に対するアンケート実施を行った結果、4割を超す市区町村長が現行の保険証を来年秋に廃止する政府方針に対して「延期」を求めていました。杉本町長の回答、見解はいかがだったでしょうか。

池田町のマイナンバー普及率は9割を超えていましたけれども、健康保険証への紐づけは少ないとと思いますが、どのくらいあるのでしょうか。池田診療所でのマイナ保険証の使用実態や誤った事例などは出ていないと聞いていますが、出ていないのでしょうか。いずれにせよ、いつでもどこでも、安心して医療を受けられるためにも医療の健康保険証の廃止は行わず、町長としても存続を求めていただきたいと思います。

4点目は、インボイス制度についてです。

この10月から消費税非課税となっていた中小零細企業やフリーランスに重い増税になる消費税のインボイス制度導入が強行されようとしています。今まで一千万円以下で免税業者だった方が、このインボイス制度によって、課税業者になれば、財務省の試算でも全国で約2500億円、一人当たり年間15万4千円の増税になると発表されています。ある試算では増税額は1兆円以上に膨らむ。こういう別の試算もあります。私も1人親方の建設関係の方から「インボイス登録って本当にせなあかんのかな。よう分からんし、登録しなかったら取引業者から断られるかもしれません。もう年だし、やめるしかないかも」ということ言われました。先日、NHKニュースで、消費税のインボイス制度について、「東京商工リサーチ」が行った北陸3県の企業対象にした調査では、7%の企業が仕入れの際に支払った消費税を控除できなくなるので、免税事業者、インボイス登録をしなかった業者、こういう人とは取引しないと、7%もの企業が答えていると報道がされていました。

「インボイスは私に関係ない」と思うかもしれません、コロナ禍の下で全国でもフリーランスが増えています。町内でもそうです。ほとんどが免税事業者です。軽貨物ドライバー、建設業の1人親方など、インボイス導入を契機に廃業を検討している方が、まさに4割、1割、こういう調査もあります。インボイス導入の本当の狙いは、ここでは申し上げせんが、欧州並みの消費税20%程度に増税するための布石になることです。国民すべてに関わる重大問題です。町内業者の対応、現状について実態把握と町長の見解をお聞きます。

最後の5点目は、何度も私、一般質問で求めています学校給食費の無償化についてです。

小中学校とも無償の自治体は全都道府県に広まっています。東京都23区では18区が。県庁所在地では青森、大阪、奈良、高松、那覇の小中学校とも無償です。従来から町長や教育長の答弁では、学校給食法によって給食食材費は保護者負担とうたっているので、無償化は出来ない。こういう答弁でした。しかし新型コロナ感染症対応で国の地方創生臨時交付金制度が設けられました。この活用について昨年政府は臨時交付金を学校給食の食材費に活用できる。こういう趣旨の通達を出しています。今年2月の日本農業新聞の報道によれば、この交付金を活用して、無償にしている自治体は263自治体なることです。交付金に頼らず自治体の自主財源で無償化している市町村を含めると全国で451自治体になることです。今年8月の日本共産党の新聞「赤旗」の小中学校給食無

償化調査チームの調査によれば小中学校とも無償にしている自治体は全国で491、小学校のみ14、中学校のみ17、合わせて510の自治体が何らかの無償化措置を取っています。町としてこうした全国の実態、今の動きについてどう把握しているのか、お聞きます。今、「希望の給食・食と農がつむぐ自治と民主主義」、こいう映画が自主上映で全国に広がっています。学校給食は、単に子供たちの健康と成長を担うだけでなく、地域の食と農をつなぐ、給食を通じて、食の権利保障、地域の発展、自治の發揮を目指す。こういう取り組みをしている全国の先進的な自治体を取り上げた映画です。映画は給食無償化と有機農業を結び付ける取組みとして先進国である韓国の実例も取り上げています。中身についての詳細は避けますけれども、以前の議会答弁で町長は「なんでも無料にすればいいとは思っていない」こう答えたことがございます。学校給食についても今の全国の動きを踏まえても同じ考え方でしょうか。「希望の給食」の企画・監修者の方は、こう語っています。「学校給食には可能性が限りなく広がっている、給食は給食だけでなく、社会全体につながる」こう語っています。町の昨年度決算で見ても、現在の保護者負担は約800万円です。町の予算総額40億から50億円、ほんとにそういう規模から見たら僅かな額です。今、町民の暮らしも大変です。賃金は20年来上がらない。年金は減る。その一方で相次ぐ生活物価の高騰に次ぐ高騰。

今こそ、学校給食費無償化の決断を町長に求めて、私の質問とさせていただきます。
ありがとうございました。

○農村政策課長

議長 農村政策課長 中村

○宇野議長

農村政策課長 中村君

○農村政策課長

私より、宇野議員の一般質問、通告書に基づき「そばの郷池田屋周辺の整備について」お答え致します。

はじめに、そばの郷の駐車場として町が借り受けている土地の所有者が変更することは存じ上げてございます。この土地につきましては、新たな所有者と引き続き、借り受けることについて協議を行っているところであります。次に町が購入を希望している土地については、所有者に意向を伝えていますが、同意が得られていない状況であります。町が示す公共買収単価で売買の意向があれば購入させていただきたいと考えてございます。次に必要な駐車場など周辺の土地活用について、お答えいたします。これは大変悩ましい課題であると認識しております。開通後の国道417号の状況も見ながら今後の対応について整理していきたいと考えております。次にかずら橋への案内看板について、現在、フォーシーズンテラス、TPAなども含めて現地の確認を行いながら、周辺のサイン看板整備と合わせた整備を考えております。

以上、宇野議員へのご質問のお答えと致します。

○町土整備課長

議長 町土整備課長 山崎

○宇野議長

町土整備課長 山崎 君

○町土整備課長

宇野邦弘議員の「足羽川ダム関連」のご質問にお答え致します。

まず1点目。ダム建設による付替道路の件につきましては、詳細は足羽川ダム対策特別委員会において、直接国土交通省にお尋ねいただきたいと存じますが、付替県道などの計画を地元ダム団体へ説明した際の概要を申し上げます。足羽川ダムは流水型ダムであり、洪水調整時以外は湛水しないため上流の大本から千代谷の区間は、現在の県道をダム管理用道路として、残す予定であり利用するルールを定めたうえでそれらを利用して右岸側山林の管理をして欲しいとのことでした。

2点目の大本にある林道大口谷線へのアクセスにつきましても同様の説明でございました。なおダムサイトから千代谷の下流区間は、上流に比べて洪水調節による湛水頻度が高いため、ダムの天場を通過して右岸側に町道下荒谷線を付け替えるとのことでした。

3点目の水没ヶ所の木の伐採については、足羽川ダムは、流水型ダムであることから平常時は湛水しないため、従前の環境に近い状態が維持され洪水調節による一時的な冠水では樹木が枯死することはありません。このため洪水調節地内の樹木は伐採せず、存地することを基本として引き続き検討していきます。との説明を受けています。

4点目の木材活用を国に求めるべきとの質問につきましては、大部分の立木補償契約は国が買取る保障となっており、現在ダム水没地内の立木は国の財産となっています。このため立木を処分するには、国のルール、売り払い手続きに則って行う必要があり、池田町は買取りに参加する資格を有していないため、直接買い取りに参加できないものです。また新庁舎・図書館建設に必要な木材は品質・寸法が定まっており、国の売り払いに出される丸太は、一定の量ができた段階で手続きに入ると聞いており、必要な品質や寸法以外の丸太も多数存在するため、直接的に活用することが困難な状況です。

以上、宇野議員へのご質問のお答えと致します。

○住民税務課長

議長 住民税務課長 佐野

○宇野議長

住民税務課長 佐野 君

○住民税務課長

私より宇野邦弘議員の「マイナンバーカード導入に伴う健康保険証の廃止」に関するご質問についてお答えします。

まず1点目のマイナンバーカードに関する共同通信社のアンケート調査につきましては、役場代表メールに送られてきております。他の多くの案内やお問い合わせメール、アンケートなどと一緒にメールに埋もれており、確認時には回答期限を過ぎておりましたので、回答は致しておりません。

2点目のマイナ保険証の利用に関するご質問につきましては、保険証と紐づけされている割合は、役場で把握しております国民健康保険と後期高齢者医療保険を合わせまして、7月末現在で5割を超えるおります。また利用につきましては、池田町診療所では受信者の約5%の方が利用されています。現在のところトラブル等はございません。

3点目の現在の健康保険証の存続を国に求めるご質問につきましては、国の方針により進められるべきことでありまして、国に対し要望することは考えてございません。

以上、宇野議員へのご質問のお答えと致します。

○農村政策課長

議長 農村政策課長 中村

○宇野議長

農村政策課長 中村君

○農村政策課長

私より、宇野議員の「インボイス制度について」のご質問にお答え致します。

インボイス制度の対応につきましては、池田町商工会において講習会を9月12日に実施しており、参加者は11名と聞いてございます。またインボイス制度につきましては、取引の正確な消費税額と消費税率を目的とし国が進める制度であります。よって池田町が国に対し中止を求めるることは考えてございません。

以上、宇野議員へのご質問のお答えと致します。

○教育委員会事務局長

議長 教育委員会事務局長 飯田

○宇野議長

教育委員会事務局長 飯田君

○教育委員会事務局長

宇野邦弘議員の「学校給食の無償化」に関するご質問にお答え致します。

無償化のための経費、給食費の保護者負担分については、令和4年度の給食費保護者負担額は小中学生合わせて497万2千円でありました。係る材料費の8割ほどが保護者負担となっておりますが、当町としては引き続き利用者に応分のご負担をお願いしたいと考えております。またご紹介のありました「希望の給食」という作品については、以前

農山漁村文化協会のサイトで紹介されていて、有機農産物を給食に使った事例を紹介したドキュメント作品と承知しております。当町においても引き続き町産の特別栽培米やゆうきげんき正直農業認定野菜の活用、また生産者と子供たちとの交流を図ってまいります。以上、宇野議員へのご質問のお答えと致します。

○宇野議長

只今の理事者の答弁に対して、宇野邦弘君よろしいですか。

○宇野邦弘議員

議長、宇野邦弘

○宇野議長

宇野邦弘君

○宇野邦弘議員

3点目ほど再質問させていただきます。

1つはダム湛水試験によって水没する立木について、先程の答弁では、国が今後売り渡し手続き云々考えており、町はただその資格がないという趣旨の答弁をされましたけれども、国として現時点で、あの立木はずっと伐採しないよ。というふうに決めている訳ではないのですね。なお、なぜ売り払い手続きを進めた場合、町に資格がないのか。その2点については、もう1回お聞きしたいと思います。

それから給食問題で、高校医療費無料化、高校生までということに対する答弁だったと思うんですけども、何でも無料で良いとは思わないという町長の答弁があったと思いますが、私の先程の質問に対して是非、今でもそういうふうに学校給食の無償化を含めて、何でも無償化が良いと思わないと、そう思われているのか答弁を再度求めます。

再質問は、以上です。

○町土整備課長

議長 町土整備課長 山崎

○宇野議長

町土整備課長 山崎 君

○町土整備課長

宇野議員の再質問にお答え致します。

まず1点目。売り払い手続きの件につきましては、湛水試験の時のみならず現在工事で必要となる伐採木がございます。そちらの方の売り払い手続きの事を申し上げました。なお、その入札参加の資格につきましては、詳しくは存じ上げませんが、現段階で池田町

にその資格は無いということでございます。またダムの湛水試験による枯死のことにつきましては、引き続き検討を進めてまいりたいという事で、具体的な湛水の期間等につきましては、説明を受けておりません。以上です。

○町長

議長 町長 杉本

○宇野議長

町長 杉本君

○町長

改めてのご質問で、また同じようなお答えになるかもしれませんけれども、現時点でも私は、何でもといふんでしょうか、税の基本からしても、何もかも無税・無料にすることのいいのは、私は良い政策ではないと思います。

特に、この今、給食費を出されましたけれども、この給食費を負担する世代、30代を中心といたしました若者世代におきましては“所得の格差”がこれまでにない格差が広がっていると、こういうふうに今、報道等で紹介されております。いわゆる税の負担の力と言う言葉が良くなきかもしれませんけれども、税を負担する力の格差がこれだけ開いてきているのに、大体、税というのは“応分の負担”が出来る者が税を負担し、その税というものをいただいて、弱者の方だととか、あるいは社会整備にというのですか、そういうものに循環させていくというのが、私は、税の基本だとというふうに思っておりまして、今のこの子育て環境のことなんんですけど、それ相応に負担する能力がある方については、ご負担をいただくというのが基本なやり方ではないだろうか、あるいはまた逆に、少し重たい、いろいろな負担が重たいんだ、というような方については、無料化もあれば、いろんな対応があるんだろうと思思いますけれども、私と致しましては、税の負担に格差があるものに、今度は一律に税でお返しする、というのは、言い換えれば、これは公平なやり方ではないのではないかというのが、前々から思っておりまして、現に今も、議員も承知だと思いますけれども、以前、老人医療費が無料になったことがあります。その時は、どうしたことになったかというと、言葉が過ぎたらお許しをいただきたいんですけども、“モラルハザード”が起こる訳ですね。いわゆる“コンビニ受診”が起こる。あるいは“梯子受診”とか言いましたかね、そのように無料だから、どこでも行く、あるいは1日何ヵ所も歩くということになって、実質、税の負担額が大きくなってきて、その負担をまた国民に帰ってくる。というようなことが起こっていることもあります。

また、これも言い過ぎになるかもしれませんけれども、今、給食の無料化につきましては、国の方で制度設計がなされているやに、お聞きします。国の方で、全国一律に給食費の無料化を制度化するんだ。ということになれば当然、池田町もそれに従いながら、国の負担もいただきながら、無料化をするっていうことは、それは間違いない訳ですけれども、給食費を例えれば、無料化にするという時に、これ本当に失礼にあたってしまっては申し訳ありませんけれども、ある意味モラルハザードが起こるかもしれない。どの点で来るか分

かりませんよ、給食費においても池田町は、1人あたり300円かもしれませんけれども、よそへ行くと500円のところもあるかもしれません。いろんな所があるから、どういう線引きで負担を求めてくるか分かりません。物価の状況も違うから、ある程度の基準額に応じて、交付するかもしれませんけれども、全部無料になった時に、あそこの学校は、例えばですけれども「ステーキを食べているみたいやざ」とか、あるいは、あそこの学校では「フォワグラが出ているみたいやざ」、というような、いわゆる過大に申しましたけれども、モラルハザードが起きないとも限らない、というようなことですから、元に戻しますけれども、税の負担というのは、それぞれの能力に応じた形のご負担をいただく、その分についての、社会としての、弱者の救済・支援につきましては、どういうランクを付けるのか、どういうふうにするのかは、私はまだ答えられませんけれども、税で福祉として、支援としてやる分についての“差”というか“区分”というのですか、そういうものは必要ではないか、というのが思いでございまして、何卒、私の考え方としては、そういうどこにある、ということをご理解いただければと思います。以上でございます。

○宇野議長

只今の理事者の答弁に対して、宇野邦弘君よろしいですか。

○宇野邦弘議員

議長、宇野邦弘

○宇野議長

宇野邦弘君

○宇野邦弘議員

学校給食費は税ではありません。学校給食法では、確かに、食材費は保護者負担というふうに謳っていますけれども、まさに単なる他の税金とは、違うと思います。子育て推進、あるいは移住者を本当に、もっともっと気持ちよく迎えて、人口減のこの池田町で少しでも、活力あるより良い町にしていく上でも、是非、あらためて求めていきたいと思います。

最後に通告に無かったのですが、先程のかずら橋前の住宅、今、売り出されています民間業者にね、あれの後ろの工事が本当にずさんな工事実態がありますので、是非、調査の上、改善を求めたいと思います。以上です。

○町長

議長 町長 杉本

○宇野議長

町長 杉本君

○町長

今ほど給食費は、負担で税ではない、とおっしゃいましたけれども、給食を運営している物につきましては、税が入っておりますし、今、無料にしろと言えば、当然、税のことになりますから、今の負担金だから、お前の言っていることは関係ない、というご意見は、私は納得できません。

○宇野議長

これにて宇野邦弘君の一般質問を終わります。次の質問者に移ります。

次の質問者は、清水龍司君

○清水龍司

議長 清水

○宇野議長

清水龍司君

○清水龍司議員

清水龍司です。まずははじめに、6月議会で行った一般質問に対して、理事者各位動いていただき感謝致します。前回の役場第3セクターの労働環境に関する質問の後、離職・退職を検討されていた何名から、もう少し頑張ってみようかな、という声をいただきました。有能な働き手を一気に失わずに済んだことをうれしく思います。

理事者各位には、これからも定期的な目配り・気配り・情報収集を行ってもらい、快適な職場づくりに励んでいただきたいと思います。ただ視点を代えると、働く意欲を感じられない状況にある方もいるようです。誰のために働いているのか、何のために働いているのか、なぜその仕事が必要で、誰が助かったり、誰が喜んでいるのか、を役場第3セクター内の一人一人が考え、取り組んでいただくことも大切です。このような共通認識が無いと、職場での意思疎通に時間が取られ、その分人件費も多くかかってしまいます。運営する側としては、経営面でご苦労もあるかと思いますが、働いていらっしゃる方、一人一人に寄り添い、働きやすい職場と丁寧な対応をお願いします。では今回3つの質問と1つの提案を行います。

1点目、「土日祝日の子供預かり」についてです。

池田町は観光客・子供向け施設が充実してきました。あそびハウス・おもちゃハウスをはじめ、8月にはツリーピクニックアドベンチャーにトロッコと新しい遊具も出来、今後フォーシーズンテラスなど、道の駅機能を有した施設も建設が予定されています。

どの施設も土日祝日を中心に、収益を上げる施設になっていると思いますが、収益の伸び悩みと働き手の不足で、運営の厳しさを痛感しているかと思います。観光客や遊びに来る方にとって、施設が充実することは喜ばしいことなのですが、そこで働く子育て世代にとって、良い環境とは言えません。何故なら土日祝日でお子さんを預けられる環境が池田町に整っていないからです。子育て世代の職員が、子供を預けて安心して働ける環境を整

備することで、有能な人材の流出を防ぎ、新たな町民の雇用を生み、それにより人材不足も解消されます。そこで質問します。町内の施設を拡大していくにあたり、共働きができるよう子供を土日祝日に預けられる施設整備、サービスの整備をする予定はあるのでしょうか。お答えください。

2つ目「ゴミ・ポイ捨て置き去り」について

町内で道路・河川・田畠へのゴミのポイ捨てが目立ちます。町外事業者だけでなく、町内事業者のゴミの置き去りもあったと聞いています。これらは全て不法投棄にあたります。心無い人たちの配慮のない行動で、町は汚れて環境は汚染されていきます。もちろん、子供にも悪い影響を与えます。過去の質問でも、ゴミのポイ捨てに関する質問があがったと思いますが、再度町としての対応をお聞きします。

人のこと・町のことを考えず、ゴミを捨てる人もいますが、個人でゴミ拾いをやってくれている方が、町内に何名もいらっしゃいます。本当に素晴らしいことです。気が向いた時や定期的にやっている方、気が付いた時に拾ってくれている方もいます。また役場の皆さんやいろんな団体の方々も、定期的に行っていただいている。町を綺麗に保つことは、捨てにくい環境を作ることになります。町として、ポイ捨て・置き去りについて、もう少し厳しくしていきませんか。役場のサイトにも掲載されていると思いますが、特に多いタバコ・缶・ペットボトル、何を捨てても不法投棄です。5年以下の懲役、1千万円以下の罰金、ゴミを拾い続けている人は、かなり怒っています。対応をどうしていくか回答をお願いします。

3つ目です。「こっぽい屋事業の今後について」の質問です。

池田町の自然の中で、101匠の会の方々が工夫を凝らし、汗水流して育てられた作物を届ける「こっぽい屋事業」は、池田町を代表する事業の1つです。

また匠の会のメンバーもお年を召されてきており、70代・80代の方々が中心となり、担ってくださっているのが現状です。畑の作物を育てる技術の継承、次世代の育成が大きな課題となっています。この素晴らしい事業を、今後続けていくために新規就農者・匠の会の登録者増を目指さなければならないと思いますが、役場として考えている取り組みがあれば教えてください。

次で最後になります。お手元に「中期滞在型古民家とは?」という資料があると思いますので、見ていただきたいと思います。空き家対策・移住促進のための中期滞在型古民家を提案します。

池田町の人口減少と空き家の増加が町の大きな課題である一方、コロナ以降、地方への移住を検討されている方は増えています。その方々を池田町に呼び込むことが出来れば、この2つの問題、人口減少と空き家の増加を解決につながります。

そこで解決するために中期滞在型古民家を提案いたします。中期滞在型古民家とは、移住体験や観光目的で半ヶ月から2ヶ月程度滞在するための古民家です。池田へ移住を検討されている方にとって、中期滞在型古民家で数週間滞在することのメリットとしては、地域の雰囲気や習慣、生活のしやすさ、地域のコミュニティなどについて、移住する前に知

ることが出来るなどがあります。また滞在中に家や仕事を探すことも出来るなどの利点もあり、居住環境・就労環境も整えられるため、移住を決断しやすくなります。古民家を貸す側のメリットとしては、5点あります。

今まで生活してきた家の家電や箪笥などを整理せずに済みます。滞在期間が短いため、気軽に借りてもらえます。滞在者がいれば、家の経年劣化を抑えられます。滞在費を得られることで、その物件の固定資産税分の収入を得ることも可能です。滞在が移住につながれば、集落人口も増えることが期待できます。移住を検討される方にとっては、身をもつて生活を体験してもらえて、移住を決意する大きなきっかけになります。空き家に困っている方にとっては、家の利活用にもなります。

中期滞在型古民家は、人口の減少・空き家増加の両方の解決が出来る可能性がある事業です。空き家さえあれば、個人でも出来る内容ではありますが、今問題になっている空き家対策・人口減少を町全体で解決していきませんか。

以上で清水からの質問になります。ご回答よろしくお願いします。

○教育委員会事務局長

議長 教育委員会事務局長 飯田

○宇野議長

教育委員会事務局長 飯田君

○教育委員会事務局長

清水議員の「土日祝日の子供の預け場所の整備」に関するご質問にお答えします。

まず、教育委員会が所管する施設の現状ですが、なかよしこども園では、入園しているお子さんの土曜預かりを行っております。日曜祝日は、休園としております。小学生の受入れ施設としては、児童館がありますが、土日祝日等は休館であります。休日の預かりに対応する新たな人員を確保することが困難であることなどから、町の施設で実施する予定はございません。また少なくとも、県内の自治体で、公立の施設が直営で、休日預かりを行っているところはありません。

なお、先の6月定例会議会でご提案いたしましたが、7月より保健福祉課を窓口として、土日祝日にお子さんを里親や町外施設でお預かりする「子育て短期支援事業」を開始しております。ご利用をご希望される方には、事前にご相談いただければと思います。

以上清水議員のお答えと致します。

○総務財政課長

議長 総務財政課長 森川

○宇野議長

総務財政課長 森川 君

○総務財政課長

私より、「ゴミのポイ捨て・不法投棄について」のご質問にお答えいたします。

まず、ゴミのポイ捨てや不法投棄につきましては、議員ご指摘のとおり、廃棄物の処理および清掃に関する法律の違反行為であり。5年以下の懲役、もしくは1千万円以下の罰金、またはこれを併科するとあります。また、ポイ捨ては軽犯罪法違反ともなります。更に車からのポイ捨ては、道路交通法違反となり、それぞれの罰則が科せられることになります。

これらの行為は、景観を損ねるだけでなく、交通の妨げや土壤や河川等の汚染など環境問題につながる可能性があります。未だに、ゴミのポイ捨てが無くならないことは、大変残念であり、快適に過ごせる住みやすい街づくりのため、町民の皆様のご協力をお願いしたいと思います。また、社会全体が協力して、ポイ捨て等を無くすためのご協力をお願いする次第であります。

以上、清水議員のご質問のお答えと致します。

○農村政策課長

議長 農村政策課長 中村

○宇野議長

農村政策課長 中村君

○農村政策課長

私より、清水議員の「新規就農者および101匠の会」に関するご質問についてお答え致します。

101匠の会は、平成12年に発足し、現在126名。内訳と致しましては、個人94名、団体32でございます。議員ご質問の101匠の会の会員の登録者増に向けた町の対策について、でございますが、増員だけを目的とした特別な支援等については、考えてございません。

そもそもこの取り組みは、家族のための家庭菜園で育てた安心安全な野菜など“お裾分けの精神”から始まり、一株増苗運動を経て、百姓一品として、根付いたものであります。会の憲章でもあるように「本物を作り自然の営みを邪魔せず、喜びと楽しさを分かち合いながら、匠の力を活かし、池田で暮らすことを楽しめます」の理解の下、新たな会員の入会を期待しているところであります。

なお、池田町としての支援は、ゆうきげんき正直農業の認定を受けた圃場で、農作物を作付けし、収穫後に出荷販売をした農家を対象に、反あたり25000円の補助を実施し、また獣害対策として電気柵などの要望にも対応してございます。また農業公社においては、出荷先である、こっぽい屋の運営、冬季の座談会、畑の耕起・畝立てを行う地域農業サポートの実施、池田チャンネルを利用した園芸技術向上のための情報発信なども行っているところであります。

また農業者の育成や農業に親しむ人々の育成につきましては、JAにおいても重要な取り組みであることと考えております。JAにおいても現状を注視し、組合員などへの積極的な取り組みを期待しているところであります。

以上、清水議員のご質問のお答えと致します。

○宇野議長

只今の理事者の答弁に対し、清水龍司君 よろしいですか。

○清水龍司議員

議長 清水

○宇野議長

清水龍司 君

○清水龍司議員

ご回答ありがとうございます。土日祝日子供預かりについてなんですけれど、現在県内でも、やっているところがない、と言う話ではあるんですけど、今、この池田町では、子供向け施設だったりとか、子育て世代のお母さんお父さんが働いていると思います。実際に働いている、働くと思うけれど、子供が預けれることが出来ないから、ここだとシリーピクニックアドベンチャーだったりとか、おもちゃハウス・あそびハウスで働きないうよ、ということを役場側で聞かれるか、ちょっと分からいいんですけど、言っている方がいるかもしれません。そこら辺も調査をして上で、本当に池田町に用がないか、人件費が必要だけど、それでもちゃんと働ける人たちが働ける環境を作っていくのが、やっぱ大切じゃないんじゃないかなと思います。再度、ちょっとここを検討していただきたいなと思います。

ゴミのポイ捨て・置き去りについてなんですけれども、先程、極力お願いするっていう話ではあったんですけど、具体的に、お願いするだけで終わってしまうのか、もしくは本当に何かしら行動を起こしてもらうかしない限り、多分、今、本当にトンネル前だったりとか、よく交通量が多いところには、捨てられている現状は、僕の方でも見てます。本当にね、毎日、拾われている方もいますし、定期的に拾われている方もいるんですけど、やっぱその人たちの負担もはつきり言って甚大です。なので、町としても対策をするなり、してかないと、環境はますます良くならない。よりゴミが増えしていく環境になってしまふんじやないかと思います。

またこれもご検討よろしくお願いします。以上です。

○教育委員会事務局長

議長 教育委員会事務局長 飯田

○宇野議長

教育委員会事務局長 飯田君

○教育委員会事務局長

今ほどの清水議員の「土日祝日の子供の預け場所」について、町として、そのニーズについて把握しているのか、という点については、保護者の就労状況については、把握しておりますけれども、実際にそう言ったニーズがあるのかどうか、例えば、おじいちゃんおばあちゃんに見てももらえる環境であるかとか、そういうこともあるかもしれませんので、実態としては、アンケートを取るなどして、全対象の方に、状況把握しているかというと、それはありませんけれども、直近で言えば、1件ご相談は受けております。先程もご回答致しましたけれども、町の直営の施設ではありませんけれども、町外の民間業者へのつなぐサービスとして、保健福祉課を窓口とした子育て短期支援事業というサービスを開始しておりますので、そういったご相談を受けたら、教育委員会あるいは保健福祉課と連携しながら対応していくという状況でございます。

○保健福祉課長

議長 保健福祉課長 山口

○宇野議長

保健福祉課長 山口君

○保健福祉課長

只今の清水議員の町内施設で、働く方のお子さんの預かりにつきましては、先程、教育委員会局長の方からも申したとおり、子育て短期支援事業という事業が6月の定例会で予算化されて実際動いております。こちらの事業、簡単にご説明いたしますと、保護者の方が出産、家族の看護、仕事などの理由により、一時的にご家庭でお子さんを養育することが困難になった場合、児童養護施設や里親により、お子さんをお預かりしまして、保護者の子育てを支援する事業となります。就労により、養育が困難な場合にも利用可能となっておりまして、先程申しましたとおり、今年の7月より開始しております。こちらの事業でございますけれども、一定期間宿泊を伴って、お子さんをお預かりする「ショートステイ」と、平日夜間または休日に8時から22時までの間に、お子さんをお預かりする「トワイライトステイ」にて、構成されております。両サービスとも、1人親世代の非課税世帯であれば、利用者負担は無料となりますし、その他の世帯においても、利用者負担をちょうどいいしまして、利用いただくこととなっております。

なおこちらの事業、児童養護施設の空き状況、あと里親の登録者数が少ないとことから、利用したい日に、確実に利用できるかといいますと、希望に沿えないこともありますけれども、今後は、そういった施設、里親の登録を担当しております、県と連携致しまして、より利用しやすいサービスを目指していきたいと考えております。

以上で、保健福祉課から清水議員へのお答えとさせていただきます。

○総務財政課長

議長 総務財政課長 森川

○宇野議長

総務財政課長 森川 君

○総務財政課長

では、ゴミのポイ捨て等について、町が取り組む等について、簡単にご説明させていただきたいと思います。道路へのポイ捨てについては、その都度、道路管理者の方で回収しております。集落やボランティア団体による、河川クリーン作戦の実施また草刈や用水の清掃をしていただいた際には、ゴミの回収を行っていただいておりますし、また不法投棄につきましては、町民からの通報等があれば回収等も行って、対応を行っていますし、特に悪質な物につきましては、所有者が悪質な物とか所有者が特定できる場合には、警察に通報し、連携して対応しております。

またトンネルが開通し、今後ますます池田町を訪れる方が増えると、ポイ捨てや不法投棄が増える恐れがありますが、町としましては、池田町の入口5ヶ所に防犯カメラを設置いたしますので、ある程度の抑止効果が期待できる、というふうに考えております。

また地域の生活環境保全のため、市町とか県・警察・心理組合・消防等と組織致します「丹南地域廃棄物不法処理防止連絡協議会」というものもございます。関係する団体によるパトロール強化、情報交換も行って参りたいと思っております。

ポイ捨てとか、不法投棄を無くして、池田町の自然や景観を保護するためにも、町民一人一人が不法投棄は許さない意識や注意の目を向けていただくことが重要だというふうに考えております。

また日頃から、土地の管理を行っていただき、不法投棄されにくい環境づくりに心掛けでいただることも大切です。そのことにより、相当な抑制効果が生まれてくると思っておりますので、よろしくお願ひいたします。以上です。

○宇野議長

只今の理事者の答弁に対し、清水龍司君 よろしいですか。

○清水龍司議員

はい。

○宇野議長

これにて清水龍司君の一般質問を終わります。次の質問者に移ります。

次の質問者は、丸石純一 君

○丸石純一

議長 丸石

○宇野議長

丸石純一君

○丸石純一議員

丸石純一です。大きく2点に渡り一般質問をさせていただきます。

1点目は「公衆喫煙所」について関する質問です。冠山峠トンネル開通が目前に近づいてまいりました。秋は、池田町のイベントが目白押しとなっております。そのような中で多くの観光客が池田町に訪れ、または通り抜けて行きます。環境団体等でゴミ拾いに参加すると、必ずと言っていいほどタバコの吸い殻を拾います。先程の一般質問と少し被った部分もございますが、お聞きください。

池田町は、自然環境や風景が良いので、私は喫えませんが、喫煙者からすると雄大な自然環境の中でタバコを吸いたいという気持ちが出てくるのかもしれません。しかしどんどんどの喫煙者の方は、マナーは守られていると思うのですが、ゴミを捨ててある場所を見る限り、一部の方が通勤時や観光の際、ポイ捨てをしているのだと思います。子供と散歩していると「これ何?」と、タバコを持ってきたことがあります。万が一にでも口に入ってしまうと大変だったなど、危機すら感じたことがあります。コロナはまだまだ油断はできませんが、多くの人が外出・外食をするようになり、池田町にもたくさんの観光客がやってまいります。池田を訪れる観光客のターゲット層は、こってコテ周辺ではファミリー層です。TPAもコベンチャーパークがオープンし、未就学児も訪れることが多くなりました。更に、かずら橋や来年完成予定のフォーシーズンテラス近辺には、遊歩道もあり、全世代をターゲットにした観光地化が進んでおります。そのような中で、たかがタバコ、されどタバコについて、対策を前向きに考えなければならないと考えております。町として、積極的に分煙化をしっかりと定めていくことが大事だと思いますので、質問をさせていただきます。

ドライバーからも分かりやすい喫煙所の設置をすることで、タバコのポイ捨ての軽減・分煙化が進み、環境美化にもつながるので、公衆の喫煙所の設置が必要だと考えますがいかがでしょうか。

また具体的には、新庁舎・こってコテいけだ・フォーシーズンテラス等への公衆喫煙所の設置計画を前向きに望んでおりますがいかがでしょうか。

現在は、知る人ぞ知る喫煙所が存在しており、これは分煙化が出来ていると言えない状況になっております。また庁舎においては、公共施設であることから職員だけではなく、喫煙をする来庁者に向けての計画も必要であると考えておりますが、既存の庁舎では、消防署と旧診療所周辺が喫煙所となっており、遠目から見ると喫煙所なのか職員が休憩しているのか、分からぬ状況となっております。人が多く訪れ集まる庁舎にするためにも、特定屋外喫煙所の設置計画をするべきと考えますかがでしょうか。

2点目の質間に移ります。冠山トンネルを越えて中京圏から一番近い北陸の窓口として来年度完成予定のフォーシーズンテラスの工事が進んでおります。施工期間、令和6年2月29日となっておりますが、工事の進捗状況は順調でしょうか。またオープンの時期などについては、いつ頃を予定されているかを伺います。

最後に多くの人が期待しているフォーシーズンテラスですが、何ができるのか？どのように運営されるのか？物は売れるのか？こってコテいけだとの違いは？など現在公開されている情報だけでは、町民として、冠山峠トンネル開通に向けて足並みが揃えられない状況です。

また車の数は、当初40万台の交通量を予定しておりましたが、現在年間65万台が通ると再評価されています。清流と農村風景が眺望できる上質なピクニック空間、また交流の拠点として、道のオアシスフォーシーズンテラスの整備と近畿地方整備局事業評価監視委員会第5回で町長が発言されております。先程、町長の施政方針でも触れましたが、あらためてフォーシーズンテラスにどのような役割を期待しているのかを、町長に伺い質問を終わります。ご答弁よろしくお願ひいたします。

○総務財政課長

議長 総務財政課長 森川

○宇野議長

総務財政課長 森川 君

○総務財政課長

私より、丸石議員の「公共施設における喫煙所の整備」についてのご質問にお答えいたします。町としましては、各施設において改正健康増進法に基づいて、分かりやすい丁寧な対策に今後も務めて参りたいというふうに考えております。

以上、丸石議員のお答え致します。

○農村政策課長

議長 農村政策課長 中村

○宇野議長

農村政策課長 中村君

○農村政策課長

私より、丸石議員の「道のオアシスフォーシーズンテラス」に関するご質問にお答え致します。

はじめに、フォーシーズンテラスオープンの時期は、令和6年5月の大型連休までに出来ればと考えております。

次にフォーシーズンテラスに期待する役割については、ここは単なる立ち寄るだけでなく、本事業を中心とした町内周遊観光や近隣施設であるTPA・冠荘・そばの郷・ファームハウスコムニタ等々をつなぐ拠点となることで、町内全体の観光の拠点とした役割を期待し、また観光振興を基盤とした農林業の振興、雇用の促進、I・Uターン促進など、町全

体の魅力向上を目指すものであります。

以上、丸石議員のご質問のお答え致します。

○宇野議長

只今の理事者の答弁に対し、丸石純一君 よろしいですか。

○丸石純一議員

議長 丸石

○宇野議長

丸石 君

○丸石純一議員

すいません、全く答弁になってないと思いますので、再度質問させていただきます。

庁舎の方、公衆喫煙所につきましてもそうなんですけど、“丁寧な”というところもありましたが、それは要望があれば、または何らかの声があれば検討していくというような状況なのでしょうか。はっきりと言った方が伝わるかもしれません、現状、庁舎の場所、そして、こってコテいけだの場所、はためから見て、喫煙所といえる場所ではございません。あれを喫煙所と言うのであれば、どこに“丁寧な”と言葉を忘れたのかなと思っております。

そして2つ目なんですけれど、フォーシーズンテラス整備が順調ということで、ありがとうございます。そして、町長に質問させていただきました、ここで事前に町長に質問を送っているのですが、それについてお答えをしていただきたいと思っているのですが、この件を進める上で、先程の答弁、フォーシーズンテラスの答弁において、じゃ、それをもう1度、何も見ずにフォーシーズンテラスは何をする所か?ということを答えてくれと言った時に、私は説明出来る自信もありませんし、中に入る施設、物を置く場所、そう言った物が現状決まっていないのか。決まっていないのに物だけが進んでいく、そこに危惧を覚えています。ハード先行型の現状、ハード先行型と思っておりますが中身について、もう少し、方針等教えていただきたいと思っております。

○農村政策課長

議長 農村政策課長 中村

○宇野議長

農村政策課長 中村君

○農村政策課長

それでは、まずオアシスフォーシーズンテラスの機能の方について、お答えさせていた

だきます。

まずビジターセンターにつきましては、事務所は設置させていただきます。物販また飲食等についても計画も考え、配置も考えてございます。また外の方について、一步外へ出まして、駐車場およびそこに隣接するイベント広場等の設置も考えてございまし、今、整備を進めさせていただいております。

また以前に、議員の皆様にはお見せいただいていると思いますが、芝生の広場、またそこに設置しますテラス等にも、現在整備を進めさせていただいているところでござります。あの今、私の方で申し上げました、池田町におきましては、観光の中心の施設というふうにご説明させていただきましたし、またそれだけでもなく、当然ですが公共の交通の役割、公共交通の休息というような役割も当然果たしていく、というに考えてございます。それにより、ここを訪れる方、通行をされる方と、先程私の方で、単なる立ち寄るだけではない、どちらかというと池田町内の観光の拠点と、お答えさせていただきましたが、当然、道の駅的な機能も有し、公共交通の安全性の向上なんかにも、この機能を発揮させていただきたい、というふうに考えてございます。以上です。

○総務財政課長

議長 総務財政課長 森川

○宇野議長

総務財政課長 森川 君

○総務財政課長

先程、改正健康増進法に基づいて、分かりやすい丁寧な対策と言いましたけれども、ちょっと分かりにくい、という話でしたので、もう少し、丁寧に説明させていただきたいと思います。

ここが禁煙の場所なのか、喫煙所がどこなのか、ということがあると思いますので、タバコのポイ捨てというよりも、受動喫煙を配慮したマナーの向上に向けて、喫煙場所を分かりやすく明示することは、今後必要になると考えております。

またいろいろな施設がございますので、それらの施設につきましては、施設の建設目的、運営状況、また訪れる方の層を見ながら、考えて対応していきたいと思ってますし、あと新庁舎につきましては、やはり法的に条件を満たした喫煙所の設置、というのを今後検討していきたいと思っております。以上です。

○宇野議長

只今の理事者の答弁に対し、丸石純一君 よろしいですか。

○丸石純一議員

議長 丸石

○宇野議長

丸石君

○丸石純一議員

フォーシーズンテラスについて、もう1点質問させてもらいます。

そうなると、町民が何かをしていくというのは、町長の施政方針でも最初でましたが、1月頃に施設内の飲食をどのように運営していくか、という会議を開くということが決まっているのみで、イベントは、イベント広場とあります、どのようなイベントを開催していきたいとか、こういうイベントはダメだ、という趣旨等の検討は、現状どうなのでしょうか。

そしてもう1点、最後、これは中で聞いていますと、やはりフォーシーズンテラス、最終的には、町長の思いが変わったとか、そういう話も伺っております。最初は、物を売る場所ではなかった、物を売りたい中で、今は物を売らない、という話にもなっておりまますので、ここはあらためてですが、議会の方をあまり軽視しないでいただきたいと思います。

発現をされるなら、町長ご答弁よろしくお願ひします。

○杉本町長

議長 町長 杉本

○宇野議長

町長 杉本君

○杉本町長

まず議会軽視と言われるのは、本当に遺憾ですね。それから、先程のフォーシーズンテラスのことにつきましては、中村課長がちゃんとお答えしておりますけれども、口述書によりますと、ここに近畿地方整備局事業の事業評価監視委員会でのと、おっしゃっていますと書いてますね。これ全く、フォーシーズンテラスにも関係ないことで、これはいわいる国道417号のあの事業の進めていく、その時の事業の、今後の進める評価をする委員会がしているんであって、フォーシーズンテラスの為だと、フォーシーズンテラスの為の意見を言っているものとは、全然違うんですね。だから要する公共事業に、公共投資を5年に1度あれは、事業の進捗なり事業の工事の工程などを監視すると、こういう場で、国土交通省が大きい事業の直轄事業で、そういう関係自治体の人たちから、この事業の在り方とか、あるいは必要性だと、どうのを言ってくれと、そういう内容の物であって、ここでご指摘になってる、フォーシーズンテラス直接的なものは全く関係ない、ということですから、中村課長がフォーシーズンテラスの設置の在り方について、設置の目的について述べているんであって、私が答弁しないから、議会を軽視しているとか、そういうことでは全くないんで、議員の方こそ、言葉の表現の仕方は、注意していただきたいと思います。

それから、今のフォーシーズンテラスの中で、物売りはしないだとかって、そういうよ

うな発言は、私はした覚えはないし、当然、池田町の農産物あるいは加工品、いろんなものの、木工品もあると思いますけれども、そういう物は、当然あそこは、お立ち寄りになる場所ですからしますよ、というふうに申し上げていることは、あると思います。

あそこ芝生周辺自体は、確かにイベントステージみたいな物の設置は、計画にあるんですけども、そこでコンサートを定期的にやるとか、あの芝生を利用して何かイベントを定期的やるとか、そういう計画はそもそもなくて、あそこは、岐阜県側の横山ダムですかね、横山ダムから志津原までおそらく20数キロになりますが、山岳地帯を通られてくる、徳山を通って、そして4.8キロにも及ぶ長大トンネルを抜けて降りてくる、ちょうど志津原になると池田町が開けてくる、これだけの距離、山岳地帯を運転されなければ当然、お疲れにもなるだろうから、名前のとおり「道のオアシス」というように、体をちょっと休ませてもらえるんではないか、足を延ばすような場所も必要でしょう。当然田園風景で、心も癒してもらえるんではないか、そこへ当然、お立ち寄りになれば、お茶の一杯もコーヒーの一杯も飲みたくなるんではないか。そこに、池田町のちょっと違った“何とか茶”とか、あるいは“何とかジュース”みたいなものを、お出しするのも良いではないか。ただそこは、一般的に言われているような道の駅みたいに、いろんな品物を持って来て、さも物売りという場所にはしたくないし、しても良くないかということは、当初申し上げたかもしれませんけれども、物を売らないとか、物売りの場所ではないとか、そんなことを申し上げたことは、ございません。

以上でございます。

○宇野議長

これにて、丸石純一 君の一般質問を終わります。

これを持ちまして、通行者による一般質問を終わります。

○宇野議長

只今の、一般質問に対する理事者の答弁ならびに、先程の施政方針に対する関連質問がありましたら、お受けいたします。

質問はありませんか。

○宇野議長

これをもちまして、一般質問並びに関連質問を終わります。

○宇野議長

先程の町長より施政方針を加え、議案の提案理由の説明がありましたが、これより各議案に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

○宇野議長

質疑なしと認めます。これをもちまして、質疑を終わります。

○宇野議長

お諮りいたします。

只今、議題となっています。議案第47号から議案第53号までを会議規則第38条の規定によりそれぞれの常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

○議員各位

異議なし

○宇野議長

異議なしと認めます。

よって、お手元に配布しております議案付託表のとおりそれぞれの委員会に付託することに決定いたしました。

只今、常任委員会に付託しました案件については、各常任委員会にて審議賜りたいと思います。

○宇野議長

次に日程第12「請願第2号 健康保険証廃止の中止を求める請願」を議題とします。

内容については、請願文章表のとおりです。請願第2号については、総務厚生常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

○議員各位

異議なし

○宇野議長

異議なしと認めます。

よって、請願第2号については、総務厚生常任委員会に付託することに決定いたしました。

○宇野議長

以上で、本日の日程は終了しました。本日はこれにて 散会 します。

(午後3：14閉会)

議長

會議錄署名議員

會議錄署名議員